

(自動運行装置)

- 第55条の2** 自動運行装置を備える自動車のうち、細目告示第七十二条の二第十四号又は第百五十条の二第一項第十四号の基準に適合するもの（高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（自動運行装置作動中の最高速度が六十キロメートル毎時以下であるものに限る。）以外の自動車を除く。）にあっては、当分の間、第七十二条の二第三号及び第百五十条の二第一項第三号中「事前に十分な時間的余裕をもって」とあるのは「直ちに」と読み替えることができるものとする。ただし、この場合において、走行環境条件を満たさなくなった場合であっても、運転者が運転操作を行うまでの間、安全な制御を継続するものでなければならない。
- 2 当分の間、別添百二十二「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」（以下単に「別添百二十二」という。）3・1・4・2・1・中「リスク最小化制御が車両を停止させるために」とあるのは「リスク最小化制御が車両を停止させるため又は予定事象発生後に車両を安全に停止させるために」と、同別添3・1・4・3・1・中「5秒以内に」とあるのは「すみやかに」と、同別添の3・1・4・3・2・中「強化されなければならない。」とあるのは「強化されなければならない。ただし、当該要求が運転操作を運転者に安全に引き継げるものである場合は、この限りでない。」と、同別添3・1・4・4・1・中「リスク最小化制御を行う場合」とあるのは「リスク最小化制御を行う場合及び10秒以内に作動しても他の交通に危険を及ぼさないリスク最小化制御を行う場合」と、同別添3・1・5・1・中「いずれかに掲げる場合」とあるのは「いずれかに掲げる場合又はリスク最小化制御中に、安全を確保しつつ自動車線維持システムが車線変更操作（路肩に対するものを含む。）を実行することができる場合」と、同別添3・2・1・3・1・中「うち少なくとも2つの判断基準」とあるのは「判断基準」と、「最大30秒以内に」とあるのは「適切な時間内に」と、同別添3・2・2・5・中「運転者の操作以外の操作」とあるのは「運転者の操作及び車両の安全性が確保できる操作以外の操作」と、同別添3・2・2・6・中「行ってはならない。」とあるのは「行ってはならない。ただし、当該制御を行っても車両の安全性が確保できる場合にあっては、この限りでない。」と、「非作動の状態になってはならない。」とあるのは「非作動の状態になってはならない。ただし、機能が非作動になっても車両の安全性が確保できる場合にあっては、この限りでない。」と、同別添3・2・3・1・中「変化しなければならない。」とあるのは「変化しなければならない。ただし、運転者が意図せず当該システムを非作動の状態にすることを防止するために閾値を変化させる必要がない場合は、この限りでない。」と、同別添3・2・3・3・中「満たすものでなければならない。」とあるのは「満たすもの又は車両の安全性を確保できるものでなければならない。」と、同別添3・2・3・4・中「直ちに引継ぎ要求を発するものとする。」とあるのは「直ちに引継ぎ要求を発するものとする。ただし、運転者が操作を引き継いでいると判断できる場合においては、この限りでない。」と、同別添3・

2・4・1・3・中「満たさなければならない。」とあるのは「満たさなければならない。ただし、安全に引継ぎを求めることができる引継ぎ要求の場合は、この限りでない。」と、同別添3・2・4・2・2・中「含むものとする。」とあるのは「含むものとする。ただし、作動中である旨を運転者に適切に表示できるものにあつては、この限りでない。」とそれぞれ読み替えることができるものとする。